

平成28年度 第1回石川県海面利用協議会の概要

- 1 開催日時 平成28年11月21日(月) 午後1時29分～3時02分
- 2 開催場所 石川県庁 11階 第1107会議室
- 3 委員の出席 10名中10名出席
- 4 協議会の概要

開会挨拶：大橋水産課担当課長

議 事：事務局から各委員の紹介。次第に基づき、順次説明及び質疑応答。

(1) 会長及び会長代理の選任について

会長に勝木委員、会長代理に金子委員が選出された。

(2) 平成28年度遊漁・海面利用担当者日本海ブロック会議について

事務局

平成28年10月24日(月)に本県で開催された平成28年度遊漁・海面利用担当者ブロック会議における議事内容のうち、海面利用協議会に関連する内容について説明した。

【説明内容】

①都道府県海面利用協議会等の設置・活動状況について

近年、都道府県の海面利用協議会は縮小傾向にある。水産庁の見解は、形式を問わず漁業者・遊漁者・その他海洋性レクリエーションを行う者が一同に会し意見交換ができる機会を設けることが大切であるとのことであった。

②ライフジャケットの着用に関する法律改正について

移動中の船舶において、船室外にいる時は年齢・人数に関係なくライフジャケットの着用が義務付けられることとなった。平成29年秋から施行予定で、現在国土交通省において省令案を作成中。

③都道府県漁業調整規則で定められている遊漁で使用できる漁具・漁法

水産庁のホームページに掲載されている各都道府県の遊漁で使用できる漁具について紹介し、本県では現在のところ、遊漁で使用できる漁具・漁法に変更が無い旨を報告した。

(3) クロマグロの資源管理における遊漁への協力依頼について

事務局

クロマグロの資源管理方針及び本県で行われている漁業者の資源管理の取り組みについて説明するとともに、県内での遊漁におけるマグロの採捕実態について聴取した。また、遊漁関係団体所属の委員に対し、漁業者が取り組む資源管理に歩調を合わせてもらうよう再度協力を依頼した。

委員

・石川県ではマグロを狙った遊漁を行う者はほとんどいない。特に金沢ではシビ

コが好まれず、釣れても食べずにリリースしている。今後も釣らないよう徹底する。

- ・釣りの際は、マグロに限らず各種の稚魚に関して団体としてのリリースサイズを決めて対応している。
- ・近年は遊漁船業者を中心に小魚を餌とした釣りではなく、ジギングで釣る方法に変わってきており、この釣り方ではルアーに掛かったシビコは助からないと思われるので注意が必要である。

事務局

- ・本県では、マグロは定置網でたくさん捕れるが、釣りに関してはわずかである。
- ・能登町ではシビコの曳き釣り（トローリング）を行っている漁業者がいるが、この漁法は遊漁者には禁止されている。しかしながら、最近、金沢でマグロ以外の魚種を狙う遊漁者が曳き釣りを行っているとの情報が寄せられているため、会員へのルール・マナーの徹底をお願いしたい。

(4) サザエ等の密漁対策について

事務局

共同漁業権、第1種共同漁業権魚種及び密漁を含めた共同漁業権の侵害罪について説明するとともに、本年発生した密漁事案を事例として、海のルールやマナーに関する普及啓発や指導方策について意見を聴取した。

委員

- ・密漁禁止に関する注意喚起のための看板には「みんなの海」と記載されているが、その捉え方が人の立場によって異なるため、県で明確にできないか。
- ・密漁は告訴しなければ罪に問われないが、起こった事案を一律に告訴するのではなく、程度に応じて段階的な注意や指導を経て告訴するようにはどうか。
- ・密漁の告訴は、当該採捕行為が法令違反であることの周知の一環として行うべきであり、個人名を特定する必要はないと思う。
- ・サザエ等を採りたい若者がたくさんいる一方、漁業者が高齢化し数も減少する中、非漁業者から応分の料金を徴収しサザエ等の採捕を依頼するという方法もある。

事務局

- ・密漁禁止に関する看板には行き過ぎた不適切な表現もあり、是正するよう指導している。
- ・密漁を被害として告訴するか否かは県が決めるものではなく、漁協各支所で考え方が異なると思うので、各支所においてあらかじめ対応方針を整理しておく必要がある。